

【宮内庁】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
宮内庁	書陵部 桃山陵墓監区事務所 月輪陵墓監区事務所	④	陵墓守長補(係員)は、担当する陵墓を毎日巡回していたが、隣接する施設内等に所在する陵墓については、同施設と巡回に係る協議を行った結果、同施設において、警備員を配置することとなったこと、陵墓への参拝者の出入りを施設側で把握していただくこと、同施設の公開時間に合わせて参道の通行を規制することのほか、施設との連絡体制を構築することなどにより巡回回数の軽減を図る。
宮内庁	管理部工務課	① ④	設備保全管理係が行っていた施設の定期点検に関する業務の一部について、マニュアル整備を行い定型化を図ることにより各部局への委託を可能とするとともに、設備管理に関してデータベース化を図ることにより業務の効率化を図る。
宮内庁	正倉院事務所	① ④	保存課業務を精査し、これまで保存科学室研究職員が担っていた宝庫の保存環境等に係るデータ分析業務の一部を民間に委託するなど業務の見直しを行い、合理化を図る。